



【中国】 < 規定・手続 >

上海外高橋保税区企業に対する地方税補填政策の通知について

(滬外管委[2006]2号/2006.01.17)

今般、上海市外高橋保税区管理委員会は、第11次5ヶ年規画期間(2006年-2010年)における同保税区企業に対する、上海外高橋保税区独自の企業所得税、増値税の優遇等の財政支援策について発表しました。

以下、同通知の仮訳をご案内します。

上海市外高橋保税区管理委員会

滬外管委[2006]2号

**「『十一五』期間における外高橋保税区的經濟発展のための財政支援
に関する若干の意見」を配布することについての通知**

保税区各行政機能部門、集团公司及び直屬開發公司:

「『十一五』期間中外高橋保税区的財政支援に関する若干の意見」を送付するので、通知に基づき厳格に執行すること。

上海市外高橋保税区管理委員会
二〇〇六年一月十七日

『十一五』期間における外高橋保税区の経済発展のための財政支援 に関する若干の意見

保税区分機能の開発推進、外高橋地区の支柱産業の発展促進、資源配置の合理化、産業レベルの向上、産業構造の改善のため、浦東新区が制定した『十一五』期間(第 11 次 5 ヶ年計画、2006～2010 年)における各財政支援政策に基づき、外高橋保税区の経済発展のための財政支援に関する若干の意見を補足的に制定した。

1. 保税区内に新規に設立された貿易型企業に対し、その実現した付加価値、利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収部分については、最初の 2 年間 100%補填し、その後 50%を補填する。
2. 保税区内に登録し経営を行う貿易型企業に対し、その実現した付加価値、利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収部分については、50%を補填する。
3. 保税区内に新規に設立された加工業務に従事する企業に対し、その実現した付加価値から生じる新区に帰属する地方税収部分については、最初の 2 年間 100%補填する。利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収部分については、最初の 2 年間 100%補充し、その後 50%を補填する。
4. 『十五』期間(第 10 次 5 ヶ年計画、2001 年-2005 年)中に、保税区内に設立された加工業務に従事する企業で、利潤総額について新区の財政補填を享受していないものは、『十一五』期間において、その実現した利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収部分について、2010 年まで 50%を補填する。
5. 保税区内に登録している倉庫型物流企業に対し、追加登録資本金が 100 万米ドル以上の場合、その実現した営業収入、利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収部分については、50%を補填する。
6. 保税区内に新規に設立された倉庫型物流企業に対し、その実現した営業収入、利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収部分については、1 年目は 100%補填し、その後 50%を補充する。
保税区内に登録している倉庫型物流企業に対し、その実現した営業収入、利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収部分については、3 年間 50%を補填する。
7. 保税区内に新規に設立された運営センターに対し、その実現した付加価値、利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収部分は、最初の 3 年間 100%補填し、その後 50%を補填する。営業収入から生じる新区に帰属する地方税収部分については 50%を補填する。個人所得(企業の高級管理者)から生じる新区に帰属する地方税収部分は、最初の 3 年間 100%補填しその後は 50%を補填する。
8. 保税区内に登録し、経営を行う企業に対し、企業が運営センターとして認定された場合、その実現した付加価値、利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収の増加部分については、最初の 3 年間 100%補填し、その後は 50%を補填する。実現した付加価値、利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収の累計部分については、50%を補填する。営業収入から生じる新区に帰属

- する地方税収部分については、50%を補填する。個人所得(企業の高級管理者)に対する新区に帰属する地方税収部分については、最初の3年間100%補填し、その後は50%を補填する。
9. 保税区内で短期間の展示会を開催する場合、主催者が実現した営業収入に対し、新区に帰属する地方税収部分については100%補填し、展示会参加者が実現した付加価値から生じる新区に帰属する地方税収部分については、50%を補填する。
 10. 保税区内に登録しており長期間の展示に従事する企業に対し、その実現した営業収入から生じる新区に帰属する地方税収部分については、最初の3年間100%補填し、その後50%を補填する。その他の補填については関連の貿易型企業政策を参照する。
 11. 保税区内に新規に設立されたアニメ及びその関連企業に対し、その実現した付加価値、営業収入、利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収部分については、最初の3年間100%補填し、その後50%を補填する。
 12. 保税区内に新規に設立された機能市場に対し、その実現した付加価値、営業収入、利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収部分については、最初の2年間100%補填し、その後50%を補填する。
 13. 保税区内に登録している、登録資本金が1,000万米ドル以上かつ設備リースに従事する企業に対し、その実現した営業収入、利潤総額から生じる新区に帰属する地方税収部分については、最初の3年間50%を補填する。
 14. ハイテク企業、ソフトウェア企業、研究開発機関、アニメ及びその関連企業のうち、条件を満たす重点企業に対して、批准があれば、張江ハイテクパークの財政支援政策に準じた財政支援を行うことができる。
 15. 国際貿易、近代物流、先進的製造業の中で、業績が顕著で、発展潜在力の大きい企業に対し、保税区管理委員会が批准すれば、個別の支援を行うことができる。
 16. 外高橋機能区内の企業で、条件を満たす重点企業及び「区鎮連動」のプロジェクトに対し、認定・批准があれば、保税区的関連財政支援政策に準じた支援を行うことができる。
 17. 上級機関の財政優遇規定及び本意見の双方が適用される企業に対し、重複して優遇を享受することは不可とし、上級機関の規定に基づき執行した後、本意見と比較して不足する部分を補填することができる。
 18. 企業が財政支援政策の規定に違反した場合、規定に基づき補填を返還すること。
 19. 本意見は外高橋保税区管理委員会が責任をもって解釈する。実施細則は別途制定する。

以上